

兵庫県公報

平成20年 3月26日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
兵庫県立東はりま青少年館管理規則を廃止する規則（青少年課）.....	1
収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）.....	1

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立東はりま青少年館管理規則を廃止する規則（規則第10号）
兵庫県立東はりま青少年館の設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、兵庫県立東はりま青少年館管理規則を廃止することとした。
- 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）
 - 1 使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、家畜保健衛生所手数料に、新たに細菌検査料等が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
 - 2 申請者の利便性の向上を図るため、納税証明書の交付手数料の徴収方法を簡略化することとし、当該徴収に用いる新たな収入証紙について定めることとした。

規 則

兵庫県立東はりま青少年館管理規則を廃止する規則をここに公布する。
平成20年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第10号

兵庫県立東はりま青少年館管理規則を廃止する規則

兵庫県立東はりま青少年館管理規則（昭和57年兵庫県規則第30号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年 3月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第11号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 2 に掲げるもの）の項 1 を次のように改める。

- 1 家畜保健衛生所手数料
 - (1) 細菌検査料
 - (2) 抗原・抗体検査料
 - (3) 寄生虫検査料
 - (4) 家畜衛生に関する諸証明手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項 9 中(8)の次に(9)

から(11)までとして次のように加える。

- (9) 准看護師再教育研修修了登録申請手数料
- (10) 准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料
- (11) 准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項12中(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)の次に(4)及び(5)として次のように加える。

- (4) 教育職員普通免許状新教育領域追加手数料
- (5) 教育職員臨時免許状新教育領域追加手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項41中(48)を(52)とし、(36)から(47)までを(40)から(51)までとし、(35)の次に(36)から(39)までとして次のように加える。

- (36) 登録販売者試験手数料
- (37) 販売従事登録申請手数料
- (38) 販売従事登録証書換え交付手数料
- (39) 販売従事登録証再交付手数料

別表第2 中	700円	全種類とも赤	を	400円	全種類とも赤	に改める。
				700円		

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。